

「岡山県循環器病対策推進計画(仮称)」の策定について

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が令和元年12月に施行され、都道府県における循環器病対策の推進に関する計画の策定が義務付けられることから「岡山県循環器病対策推進計画（仮称）」を策定する。

1 策定の方向性

国が令和2年10月に策定した「循環器病対策推進基本計画」を基本とし、本県における循環器病の予防に関する状況や、循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえるとともに、現行の第8次岡山県保健医療計画や第2次健康おかやま21等の既存計画との整合性を図り策定する。

2 計画の期間

最初の計画は、令和4(2022)年度～令和5(2023)年度までの2年間を予定
その後は、6年ごとに計画を見直す。

3 計画の主な内容

- ・循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ・保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ・循環器病の研究推進

4 策定のスケジュール

令和3年 6月 学識経験者や関係者等からの意見等を踏まえ、循環器計画素案を検討

11月 循環器計画素案を提示

パブリックコメントを実施

令和4年 3月 循環器計画を策定

岡山県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年法律第105号)第11条に規定する岡山県循環器病対策推進計画(以下「計画」という。)の策定について、必要な事項を協議するため、岡山県循環器病対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)計画の策定及び変更に関すること
- (2)その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、以下のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1)循環器疾患者及び循環器疾患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者
- (2)救急業務に従事する者
- (3)循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者
- (4)学識経験のある者
- (5)その他知事が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部医療推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

岡山県循環器病対策推進協議会 委員名簿 (R3. 6. 1～)

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	伊 藤 浩	岡山大学大学院 循環器内科教授	会 長
2	上 村 史 朗	川崎医科大学 循環器内科教授	
3	宇 野 昌 明	川崎医科大学 脳神経外科学教授	副会長
4	小 川 雅 史	岡山県国民健康保険団体連合会 常務理事	
5	小 幡 賢 吾	岡山赤十字病院リハビリテーション科	
6	笠 原 真 悟	岡山大学 心臓血管外科教授	
7	監 物 英 男	岡山県薬剤師会 副会長	
8	榎 原 敬	岡山県医師会 理事	
9	佐 能 量 雄	岡山県病院協会 専務理事	
10	柴 田 優 宏	岡山県介護支援専門員協会常務理事	
11	清 水 裕 雄	岡山県歯科医師会 理事	
12	伊 達 黙	岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科長	
13	永 井 由 賀	岡山赤十字病院栄養課	
14	長 鋸 幸 志		
15	西 井 正 和		
16	則 安 俊 昭	岡山県保健所長会	
17	松 島 眞 己	岡山県看護協会 常務理事	
18	八木田 佳 樹	川崎医科大学附属病院 脳卒中科 部長	
19	頼 定 誠	岡山市消防局警防部救急課長	

(五十音順・敬称略)